入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年３月５日

全国健康保険協会熊本支部
支部長　　斉藤　和則

１　調達内容

(1)　調達件名

加入事業所向け健康づくりセミナー実施業務委託

(2)　調達物品の特質等

仕様書及び委託要領による

(3)　履行期間

契約締結日～令和２年３月 22 日

(4)　履行場所

仕様書及び委託要領による（熊本県内）

(5)　入札方法

総価にて入札に付する。(契約は単価契約)。

入札は各契約希望単価に予定数量を乗じた額の合計額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 31、32、33（令和１・２・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7) 次のいずれかの書類を提出できる者であること[A４判で作成すること]。

①　厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用事業所においては、直近１年間「2019 年１月分～2019 年 12 月分まで」について保険料を納付したことが確認できる書類

②　厚生年金保険の適用を受けない個人事業所においては、直近１年間「2019 年１月分～2019 年 12 月分まで」について事業主が国民年金保険料を納付したことが確認できる書類

(8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001　又は　JISQ27001　認証のいずれかの認証を取得、若しくはこれに準ずる規定等を有している事業者であること。

(10) 事業者の主たる拠点が熊本県内にあること。

3　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒862－8520　熊本市中央区水前寺 1-20-22　水前寺センタービル 2 階
全国健康保険協会熊本支部　企画総務グループ
電話　096-340-0261　　(担当)　野瀬

(2) 仕様書及び委託要領に関する問い合わせ先

〒862－8520　熊本市中央区水前寺 1-20-22　水前寺センタービル 2 階
全国健康保険協会熊本支部　企画総務グループ
電話　096-340-0261　　(担当)　飯塚

(3) 入札書の受領期限等

期　　限　令和 2 年 3 月 19 日　10 時 00 分
提出場所　上記３（１）に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

日　　時　令和元年 3 月 25 日　10 時 00 分
場　　所　全国健康保険協会熊本支部　2 階会議室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 2 年 3 月 19 日 10 時 00 分までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　　要【全国健康保険協会の次年度予算が認可されることを前提として、2020 年 4 月 1 日付（予定）で遅滞なく契約書を取り交わすものとする】

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会熊本支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続きにおける交渉の有無　　無
（8）詳細は入札説明書による。

【参　考】
全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）
第 25 条　契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く
(2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）
第 26 条　契約責任者等は、次の各号いずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。
(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2　契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3　第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。